

民生委員を やってみませんか

地域の友人や知り合いが増えました
感謝されることが嬉しい
福祉に詳しくなりました

日々が充実していて
やりがいを感じています



【民生委員制度の問い合わせ】

柏市役所 福祉政策課 電話 (04)7167-1131

通信欄

民生委員とは

- ・地域住民の相談に応じ、関係機関につなげます。
- ・高齢者への声かけ訪問を行い、ゆるやかに見守ります。
- ・地域での孤立を防ぐため、子育てサロンや交流の場への参加をうながします。
- ・月1回地区の民生委員が集まって情報交換や研修を行います。



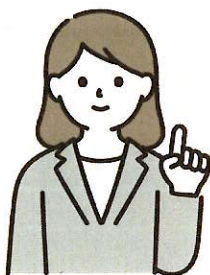
Q&A

Q1:相談を解決できる自信がありません。

A1:民生委員の役割は問題解決ではなく、困っている人と相談機関との「つなぎ役」です。またご近所トラブルには介入しません。

Q2:民生委員をやったことがないから心配です。

A2:経験豊富な民生委員の先輩がサポートしてくれるので安心です。全体の約3割の方が新任者です。



Q3:誰でもなれますか？

A3:柏市の民生委員になれるのは柏市に住民票がある18歳以上75歳未満の方で個人の秘密が守れる方です。

Q4:報酬はありますか？

A4:ボランティアなので報酬はありませんが、活動にかかる実費弁償分として年間約10万円を支給しています。

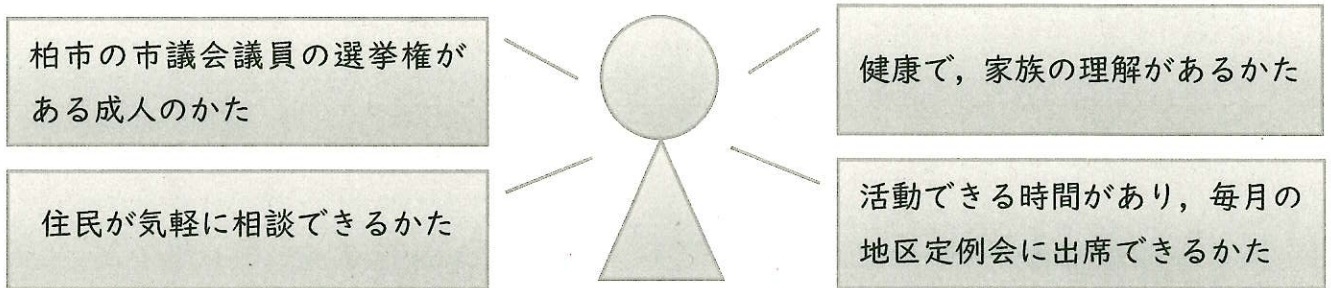
Q5:民生委員になるにはどうしたらいいですか？

A5:民生委員は町会・自治会の推薦を受けて厚生労働大臣から委嘱されます。まずは町会・自治会に御連絡ください。

民生委員・児童委員選任基準（概要）

1 民生委員・児童委員(主任児童委員含む)の適格要件

- (1) 社会奉仕の精神に富み、生活経験が豊かで、常識や情理をわきまえたかた。
- (2) 柏市の市議会議員の選挙権をもち、その地域に原則2年以上生活し、地域の実情に明るく、住民が気軽に相談に行けるかた。
- (3) 社会福祉の仕事に理解と熱意があり、その知識と技術をもち、実行力のあるかた。
- (4) 児童及び母子・父子の福祉に関心があり、児童の心理を理解し、児童から親しみをもたれ、的確な指導ができるかた。
- (5) 健康にすぐれ、家庭生活が安定しており、家族の理解と協力が得られ、民生委員の活動に時間をさくことができ、各地区の定例会に出席できるかた。
- (6) 公正で中立な判断、行動のできるかた。



2 年齢要件

委嘱日（一斉改選：令和7年12月1日）現在で次の年齢に該当するかた。

民生委員児童委員

新任の場合 **75歳未満**

元職・再任の場合 **78歳未満**

主任児童委員

新任の場合 **62歳未満**

元職・再任の場合 **65歳未満**

問い合わせ

柏市 福祉部 福祉政策課

電話 (04) 7167-1131

メール fukushiseisaku1@city.kashiwa.chiba.jp